

## 郵送による転出の届出について

### 郵送による転出届に必要な書類

- 1 住民異動（転出）届
- 2 届出人の身分証明書のコピー（氏名、現住所の確認できる有効期限内のもの）  
※住基カード又は個人番号カードをお持ちの方はコピーを添付願います。
- 3 栗原市で発行した印鑑登録証・国民健康保険証・介護保険被保険者証  
（該当する方のみ返送願います。）
- 4 返信用封筒  
（返信先住所・氏名を記入し、84円切手を貼付してください。居所宛や第三者宛には送付できません。）
- 5 委任状（本人及び旧世帯主以外が届出人の場合）

## 住基カード又は個人番号カードをお持ちの方の「転出届の特例」

住基カード又は個人番号カードをお持ちの方は、同じ世帯の方が同じ日に同じ住所へ転入する場合に限って転入届の特例が適用されます。

転入届の特例が適用されると、転出の際に「転出証明書」の交付を受けることなく、転入地において住基カード又は個人番号カードの提示とパスワード入力により、転入届出を行うことが可能です。

## 転入届の特例についてご注意いただきたい点

「転入届の特例」による転入届は、転入した日から14日以内に住基カード又は個人番号カードを転入地の窓口に提示して届出を行ってください。

上記の期間が経過した後は、住基カード又は個人番号カードを使った転入の届出はできないため、転出証明書が必要になりますのでご注意ください。

なお、事情により転入届の特例が適用されない場合は、こちらからご連絡いたします。

また、お持ちの住基カード又は個人番号カードは転入地で券面事項の変更手続きを行ってください。

※次に該当する場合は特例の適用ができませんので、転入届の際に「転出証明書」の添付が必要となります。

- ・転出する方の中に有効な住基カード又は個人番号カードをお持ちの方がいないとき。
- ・転入届の際に、住基カード又は個人番号カードを提示できないとき。
- ・住基カード又は個人番号カードのパスワードを忘れた場合、または使用停止となっている場合 等

### 【転出届の送付先】

〒987-2216

宮城県栗原市築館伊豆二丁目6番1号 栗原市役所市民課

TEL 0228-22-3211